

○日本体育大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する規程施行細則

令和4年2月18日

学長制定

(目的)

第1条 この細則は、日本体育大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する規程(以下「規程」という。)第39条の規定に基づき、規程の施行に必要な事項を定める。ただし、法令又は別の定めがあるときは、この限りではない。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、規程第2条各項に定めるところによる。

(適用対象)

第3条 規程第3条第3項の規定する保存及び開示の対象となる研究資料等は、次の各号いずれかに該当する公表された研究の成果物(以下「論文等」という。)の作成根拠となったものとする。

- (1) 学術雑誌に掲載された論文
- (2) 学位論文
- (3) 研究分野の慣行に応じて前各号に準じて取り扱うことが適当な学術上の成果物

(責任体制)

第4条 当該論文等を作成した研究者等は、研究資料等の保存の責任を負う。

2 学長は、前項に規定する研究資料等の保存にかかる必要な措置を講じなければならない。

(研究資料等の保存期間)

第5条 論文等の根拠となった研究資料等の保存期間は、当該論文等が公表された時から起算して次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間とする。

- (1) 文書、数値データ、画像などの研究資料 10年
- (2) 実験試料、標本、装置などの有体物 5年

2 前項の規定にかかわらず、研究者等は、研究分野の特性に応じた保存期間を設定することができる。この場合、当該保存期間を設定する合理的な理由を備えなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、法令及び契約書等において、第1項に定める保存期間よりも長い保存時間が規定されている場合は、当該法令及び契約書等に従う。

(研究資料等の保存方法)

第6条 研究者等は、規程第3条第3項の規定に基づき、研究資料等を検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切かつ適正な方法によって保存しなければならない。この場合

において、電子化データは、メタデータの整理及び管理並びに当該データの適切なバックアップの作成によって、再利用可能な方法で保存する。

- 2 研究者等の退職又は退学等が生じたときは、学長は、研究資料等の所在を確認し追跡可能とする等、研究資料等を保存するに適切な措置を講じなければならない。この場合において、学長は、研究者等に指導教員等がいるときは、当該指導教員等にその措置を講じるよう求めることができる。
- 3 前2項に規定する保存方法のほか、学長は、研究資料等の形質及び形状等、保存場所の制約並びに保存に要する費用を考慮し、その具体的な保存方法を定めることができる。

(開示)

第7条 研究者等は、規程第17条に規定する予備調査委員会又は第19条に規定する調査委員会の本調査において、研究資料等の開示を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。ただし、研究者等が開示に応じられない場合は、直ちにその理由を予備調査委員会又は調査委員会に報告し、当該委員会がその理由を合理的と認めたときはこの限りではない。

- 2 学長は、研究者等の転出先の機関又は配分機関等が実施する調査への協力を求められたときは、第6条第2項の規定により措置した研究資料等を開示等する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 学長及び研究者等は、この細則施行の際、現に施行日以前から保有している研究資料等の保存及びその開示にあつては、この細則に準ずる取扱いに努める。